

特別養護老人ホーム熊谷めぬまの郷（空床利用型短期入所） 料金案内

1 割負担

ユニット型個室 利用の場合

*合計金額については、1単位=10.17円で計算しております。

(第4段階) ①サービス提供体制加算Ⅰイ ②夜勤職員配置加算Ⅱ ③看護体制加算Ⅰ□ 令和元年10月1日改定

介護度	施設サービス費(円/日)	加算①	加算②	加算③	居住費	食費	処遇改善加算	合計(円/日)	×日数	十送迎加算	十日用品費
1	684	18	18	4	2006	1392	60.1	4182.1	日利用 ↓ 円	片道184円 往復368円	150 (円/日)
2	751						65.7	4254.7			
3	824						71.7	4333.7			
4	892						77.4	4407.4			
5	959						82.9	4479.9			

(第3段階)

介護度	施設サービス費(円/日)	加算①	加算②	加算③	居住費	食費	処遇改善加算	合計(円/日)	×日数	十送迎加算	十日用品費
1	684	18	18	4	1310	650	60.1	2744.1	日利用 ↓ 円	片道184円 往復368円	150 (円/日)
2	751						65.7	2816.7			
3	824						71.7	2895.7			
4	892						77.4	2969.4			
5	959						82.9	3041.9			

(第2段階)

介護度	施設サービス費(円/日)	加算①	加算②	加算③	居住費	食費	処遇改善加算	合計(円/日)	×日数	十送迎加算	十日用品費
1	684	18	18	4	820	390	60.1	1994.1	日利用 ↓ 円	片道184円 往復368円	150 (円/日)
2	751						65.7	2066.7			
3	824						71.7	2145.7			
4	892						77.4	2219.4			
5	959						82.9	2291.9			

(第1段階)

介護度	施設サービス費(円/日)	加算①	加算②	加算③	居住費	食費	処遇改善加算	合計(円/日)	×日数	十送迎加算	十日用品費
1	684	18	18	4	820	300	60.1	1904.1	日利用 ↓ 円	片道184円 往復368円	150 (円/日)
2	751						65.7	1976.7			
3	824						71.7	2055.7			
4	892						77.4	2129.4			
5	959						82.9	2201.9			

2 割負担

ユニット型個室 利用の場合

*合計金額については、1単位=10.17円で計算しております。

(第4段階) ①サービス提供体制加算Ⅰイ ②夜勤職員配置加算Ⅱ ③看護体制加算Ⅰ□ 令和元年10月1日改定

介護度	施設サービス費(円/日)	加算①	加算②	加算③	居住費	食費	処遇改善加算	合計(円/日)	×日数	十送迎加算	十日用品費
1	1368	36	36	8	2006	1392	120.2	4966.2	日利用 ↓ 円	片道368円 往復736円	150 (円/日)
2	1502						131.3	5111.3			
3	1648						143.4	5269.4			
4	1784						154.7	5416.7			
5	1918						165.8	5561.8			

3 割負担

ユニット型個室 利用の場合

*合計金額については、1単位=10.17円で計算しております。

(第4段階) ①サービス提供体制加算Ⅰイ ②夜勤職員配置加算Ⅱ ③看護体制加算Ⅰ□ 令和元年10月1日改定

介護度	施設サービス費(円/日)	加算①	加算②	加算③	居住費	食費	処遇改善加算	合計(円/日)	×日数	十送迎加算	十日用品費
1	2052	54	54	12	2006	1392	180.3	5750.3	日利用 ↓ 円	片道552円 往復1104円	150 (円/日)
2	2253						197	5968.0			
3	2472						215.1	6205.1			
4	2676						232.1	6426.1			
5	2877						248.8	6643.8			



***介護職員処遇改善加算Ⅰについて**

介護職員処遇改善加算Ⅰ＝算定額×8.3% となります。

介護報酬総単位数 × サービス別加算率 = 介護職員処遇改善加算

（1単位未満の端数は四捨五入）

- ・詳細については「重要事項説明書」へ記載してあります。
- ・当事業所では「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を算定しております。

***地域区分（埼玉県熊谷市：7級地）による算定方法**

1単位＝10.17円 での計算となっております。

そのため、（9割分または8割分、7割分）とご利用者のご負担（1割分または2割分、3割分）の計算において、端数処理計算（四捨五入）で最終的な合計金額（月額）に多少の誤差が生じる場合がございます。

***サービス提供体制強化加算Ⅰイ 18単位/日（1割の場合）**

介護職員のうち介護福祉士が60%以上配置されている場合に加算されます。

***夜勤職員配置加算Ⅱ 18単位/日（1割の場合）**

夜勤職員配置において、人員配置基準よりも1名以上多く夜勤職員が配置されていることで加算されます

***看護体制加算Ⅰ 4単位/日（1割の場合）**

常勤の看護師を1名以上配置されていることで加算されます。

***送迎加算 片道184単位 往復368単位（1割の場合）**

ご利用時の送迎を希望される場合に加算されます。

***当事業所の居住費・食費の負担限度額**

対象者		区分	ユニット型個室	食費
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	820円	300円
市 町 村 民 税 世 帯 非 課 税	高齢福祉年金受給者	利用者負担 第2段階	820円	390円
	課税年金収入額と所得金額の合計 80万円以下の方	利用者負担 第3段階	1310円	650円
	利用者第2段階以外の方で課税年 収入が80万円超266万円未満の 上記以外の方	利用者負担 第4段階	2006円	1392円